

## 画像デザインの保護拡充に寄せられた主な意見と対応の方向

### 1. 保護対象と効力範囲について

意見(1) 『物品との一体性』の要件を維持すべきではないか。

#### 対応の方向

『物品との一体性』の要件は、基本的に維持することとなる。

事務局案は、複数種類の情報機器に横断的に表示される画像デザインが開発されている実態を踏まえ、従来型の『物品の部分としての画像』に加えて、新たに『情報機器の画像』としての権利化を可能とするものであるが、上述の通り『物品との一体性』の要件は維持するため、この『情報機器の画像』の権利の効力範囲は、情報機器のために創作され、情報機器において使用される画像に限られることとなる。

なお、事務局案では、単独で流通する画像や製品販売後に追加される画像を新たに保護対象とするが、これは、昨今の情報技術の進歩により、画像の追加や修正が極めて容易になっていることから、物品に後から追加される画像デザインを、物品にあらかじめ記録された画像デザインと区別する理由が乏しくなっているためであり、情報機器以外の物品に権利の効力を及ぼすものではない。

意見(2) 著作権法により保護されるコンテンツと明確に区別すべきでないか。

#### 対応の方向

事務局案では、鑑賞や閲覧を主目的とするコンテンツ等の画像は保護対象としない。

なお、例えばハイパーリンクを含むウェブページのように、一部に操作を伴うものであったとしても、全体として鑑賞、閲覧を主目的とする画像と認められるものについては、保護対象とはしないこととしている。これらの点について、具体的には、法令や意匠審査基準等で明確化することを検討している。

**意見(3) 画像デザインの意匠権侵害を認定する類似性判断の範囲を著作権侵害と同等レベルの狭い範囲に認定するのが望ましいのではないか。**

**対応の方向**

類似範囲については従前の類否判断の考え方を踏襲しつつ、意匠審査基準ワーキンググループ(以下「審査基準 WG」という。)等の場で適切に検討を進める。

**意見(4) 『機能／操作要件』を維持すべきではないか。**

**対応の方向**

新たに保護対象とする『情報機器の画像』については、専ら操作の用に供する画像のみを保護対象とすることから、『操作』のためのものであることを登録の要件として要求するとともに、従前通り、画像の機能や用途を意匠の類否判断の際に考慮することとなる。

**意見(5) 『情報機器』の概念が広すぎるのではないか。**

**対応の方向**

『情報機器』の定義や解釈については、今後、法令や審査基準等においてさらに明確化していくこととなるが、現時点では『電子計算機その他の情報処理機能を有する機器であって、その利用者が情報若しくは指令をその機器に入力することにより、その需要に応じた任意の機能を容易に追加することができるもの』という定義を想定している。情報機器に該当する機器として、具体的には、「パソコン」、「スマートフォン」、「タブレット PC」等が挙げられる。これは、これらの情報機器について、複数の機器に効力が及ぶ権利保護を求める声に対応するものである。

冷蔵庫や洗濯・乾燥機などの情報機器に該当しない物品を製造、譲渡等する場合には、情報機器の画像に係る意匠権のクリアランスを行う必要はない。このため、情報機器に該当しない物品を製造、譲渡等する限りにおいては、クリアランスの負担は現行制度と変わらない。

意見(6) 「情報機器」の概念が将来的に拡大することが問題ではないか。対象物品が拡大し、権利取得後に権利範囲が拡大することになると、予見可能性がないのではないか。

#### 対応の方向

『情報機器』の定義については、今後、法令や審査基準等においてさらに明確化していく予定であるが、基本的に機能的な属性の概念として「電子計算機その他の情報処理機能を有する機器であって、その利用者が情報若しくは指令をその機器に入力することにより、その需要に応じた任意の機能を容易に追加することができるもの」と定義することを検討しており、対象物品はこの範囲にあるものに限られることとなる。

意見(7) 「情報機器」に該当するものを小型画面付き端末(スマートフォン)までに留め、中型・大型画面付き電子計算機(パソコン、タブレットPC)は対象外とすべきではないか。

#### 対応の方向

今回の制度改正は、スマートフォン、タブレットPC、パソコンなど複数の情報機器の画像に共通して使用されるデザインをまとめて保護しようとするものである。そのような複数機器に共通する画像デザインについて、機器の大きさによって保護の態様に差を設けることは制度改正の趣旨から見ても、法制的な観点から見ても、困難である。

意見(8) 「電子計算機」のバッテリー残量表示や通信状態表示など「操作の用に供されるもの」とはいえない画像についてはそれがいかに独創性が高い場合であっても意匠権による保護がなされない仕組みとなることについては改善を強く要望いたします。

#### 対応の方向

バッテリー残量表示や通信状態表示などの個々の具体的な画像が「専ら操作の用に供されるもの」に該当するか否かといった点については、今後具体的な審査基準等の策定に当たり検討する。

意見(9) 第20回意匠制度小委員会で提示された事務局案では、情報機器の画像の権利は組み込み画像には及ばないとされているが、見た目が同じ組み込み画像に権利が及ばないのは問題ではないか。

#### 対応の方向

今回の事務局案では、情報機器として需要者に広く認識されている機器(例:パソコン、スマートフォン等)については、情報機器の画像としての一つの権利で、組み込み画像かアプリの画像かを問わず効力が及ぶこととしているため、組み込み画像とアプリの画像について別々に権利化する必要はない。

なお、パソコンやスマートフォン等の情報機器に包含される物品についても、筐体と一体的に創作される画像デザインを保護するニーズが依然として存在することから、従来通りの権利範囲を有する意匠権を取得するという選択肢も残しておくこととした。

意見(10) 汎用機の画像は保護対象外とすべきではないか。仮に汎用機を保護対象とする場合であっても、タブレットPCなどの一般ユーザー向け製品の画像と企業向けの業務用システムの画像とでは、保護の要否に差があり、切り分けて考える必要があるのではないか。

#### 対応の方向

近年の電子機器の多機能化とIT技術の発達により、汎用機と専用機の境界は不明確なものとなっている。また、一般ユーザー向けの画像なのか企業向けのものなのかの境界も明確に切り分けられるものではない。したがって、事務局案では、汎用機／専用機の違いやユーザーの属性に着目するのではなく、画像デザインの新規性や創作非容易性に着目して、保護に値する画像デザインであるか否かを判断することとした。また、保護対象の拡充によって業務用システムの開発に支障を生ずることのないよう、GUI 部品やOSのデザインマニュアルからの画像に関する資料の収集や画像デザインの開発手法に関する情報の収集／提供を充実し、ありふれたものが権利化されないようにする。これらの組合せによる創作非容易性の判断基準について、産業界の意見を十二分に反映させるよう、産業界からも審査基準 WG に参加して頂き、御意見を踏まえながら意匠審査基準を策定する予定である。

**意見(11) 画像デザインには、開発実態や利用実態(たとえば、コンシューマプロダクトとビジネス向けアプリの開発)の観点で、背景事情が異なることについて、どう考えるか。なお、その前提として、実務の実態把握のためのヒアリングを実施されたい。**

#### 対応の方向

アプリケーションソフトウェアの種類によって生じ得る創造性や類似性の判断等の差異については、審査基準を適切に定めることにより、基準に基づき個別の事情に即して判断がなされ、その差異が適切に反映されるものとしたい。そのため、審査基準 WG に産業界から委員に参加いただく予定である。

適切な審査基準の策定に当たっては、これまで実施してきた実務の実態把握のための企業ヒアリングを引き続き実施することとしたい。

**意見(12) 複数物品を一回で登録する手段を設けることについて、どう考えるか。**

#### 対応の方向

情報機器の画像デザインについては、パソコン、スマートフォン、タブレット PC 等、複数の情報機器に共通して用いられる画像デザインをまとめて一つの権利として保護する仕組みを導入することを検討している。それ以外の物品一般についても、一つの出願で複数の意匠権の同時一括取得を容易にし、出願人の手続負担を軽減するための仕組みを導入することを検討している。

**意見(13) 製品サイクルの短い物品にかかるデザインの意匠保護期間の適切性について、どう考えるか。**

#### 対応の方向

意匠の保護期間の在り方については、国際的なハーモナイゼーションの観点も踏まえて検討されることが必要である。意匠権の保護対象となる物品は製品サイクルの長いものから短いものに至るまで広範多岐にわたるが、各国とも一律の保護期間を導入しており、情報機器の画像に関わるものについても同様である。なお、我が国の意匠登録制度は、登録料として年金を納付することとなっており、権利者の任意により保護が必要な期間分の年金を納付することとなっている。

意見(14) 欧米における類否判断基準や権利の効力、権利行使に関する制度や実務との相違の観点から、どう考えるか。

#### 対応の方向

国際的な制度の調和に配慮しつつ、各国の制度や実務の相違を踏まえ、我が国において適切に画像デザインを保護するために必要な制度を検討し、これまで制度案の提示をしているところである。もとより、審査国との間においては、緊密な審査官協議を通じた審査基準の整合化等を進めるとともに、無審査国との間においても、制度の運用実態、利用実態等に関する緊密な意見交換等を通じ、我が国ユーザーからの意見の反映に努めてまいり所存である。

意見(15) 例えばソリューションビジネス実務においては、社会システム(例:財務・会計システムなど。通常、一つのシステム当り数百から数千の画面がある)向けの画像デザインを顧客の要件定義に照らし開発者の費用負担においてプロトタイプを制作し、協議しながら画像デザインを決定する。この場合、顧客に対して第三者の権利の非侵害を確認したうえで提案せざるを得ない。しかし、現実には、全てのデザインについてクリアランスを実施することは不可能であるし、膨大なコストがかかる。このコストはいくら審査基準の明確化や厳格化を進めたとしても低減されないことが理解されていない。また、意匠権の行使を受けるリスクを甘受しつつビジネスを行うこととなり、産業への萎縮効果が懸念される。

#### 対応の方向

ソフトウェア開発において作成される画面の数は極めて膨大であるが、意匠登録を受けられることのできる画像デザインは相当程度に創作性のあるもののみであり、かつ、意匠権について必要以上に広範な効力範囲(類似範囲)が認められるとは考えにくい。当業者の日常的業務において創作される画像デザインについては、他者の意匠権を侵害する可能性が極小となるよう、審査基準等において対応していく。

意見(16) 情報機器の画像は、従来型の画像をその延長線上の複数の物品に使用しているに過ぎず、開発実態及び利用実態が異なるものではないのではないか。

#### 対応の方向

現行意匠法で保護されている画像デザインは特定の機器と一体的に創作され、利用されるものであるのに対し、『情報機器の画像』は複数の機器に共通して利用されることを想定して創作されるものであるため、その意味において開発実態や利用実態

は相違している。上記相違を踏まえ、検討を行ったものが事務局案である。

**意見(17)** 社会システム向けの画像デザインにおいては、独自のデザインを採用せず、ユニバーサルデザインとして共通化、標準化するものも多くある。デザインは著作権で、機能は特許で一定程度保護がなされている現状において、その間隙を縫う形で意匠権での保護範囲を拡大することの意義が不明である。

#### 対応の方向

一般に、ユニバーサルデザインとして既に共通化、標準化されているデザインについては、新規性や創作非容易性といった登録要件を満たすことは考えにくい。

なお、意匠法とそれ以外の保護制度とは、法目的、保護法益が異なり、設定される権利内容も各制度でそれぞれ異なる。そのため、画像デザインの保護を求める者は、それぞれの制度の特性を考慮した上で任意のものを選択することとなる。

**意見(18)** デザインの保護と開発の自由のバランスのとれた制度設計を検討すべきである。デザイン開発の現場では、絶対的排他権である意匠権に縛られることなく、自由に創作活動を行いたいという声がある。

#### 対応の方向

御指摘の通り、デザインの保護と開発の自由のバランスを取ることは極めて重要と認識している。開発・利用の場面での自由度が可能な限り維持されるよう、真に創作性のある意匠のみが登録されるような審査基準を検討するとともに、開発現場の調査負担を最小とするようなクリアランス範囲の明確化と情報提供の拡充に取り組むこととしたい。

**意見(19)** 物品の枠を超える欧州・米国寄りの制度を導入することで日本の制度の良い点が放棄されてしまい、審査・クリアランスが困難になるというデメリットが発生するのではないか。

#### 対応の方向

御指摘の点を踏まえ、今回の事務局案では、物品との一体性を維持することとした。物品の枠を超える欧州、米国寄りの制度を導入するのではなく、『情報機器の画像』に限定し、権利の効力範囲を、情報機器のために創作され、情報機器において使用される画像に限ることとした。

意見(20) 著しく技術が進展している現在においてユーザーとしては結局のところ同じ画像について情報機器と情報機器でない個別物品の双方について複数の意匠登録出願をせざるを得ないという手続上の煩わしさや負担が解消されていないことについては、今後の検討課題ではないか。

#### 対応の方向

デザイン開発現場のクリアランスにかかる負担を最小限のものとするとの観点から、「情報機器の画像」に係るものを除き、個別の物品ごとに意匠登録をお願いする現行の制度を維持することとしたものである。情報機器以外の複数の物品についても権利の取得が必要と判断される場合においては、今回新たに導入を予定している「複数意匠一括出願」制度の利用が可能である。

意見(21) 意匠法による画像デザイン保護状況の各国比較においては、保護対象の議論だけでなく、類否の判断基準や権利の効力範囲を含めた比較検討が必要ではないか。

#### 対応の方向

権利の効力範囲の国際比較については、資料4のスライド2に示した通りである。各国における類否判断基準については、各国との意匠審査官会合等の場を利用して情報共有と調整を進める予定である。また、無審査国との間でも、制度の運用実態、利用実態等に関する緊密な意見交換等を行い、国際的なハーモナイゼーションを推進していく所存である。

## 2. 侵害行為規定について

意見(22) プロバイダやサーバ管理会社が意図せず権利を侵害してしまうことのないよう配慮すべきではないか。

## 対応の方向

プロバイダやサーバ管理者については、いわゆるプロバイダ責任制限法により、同法に定める要件を充足する場合には、損害賠償責任が免除される。

同法が制定された趣旨を踏まえ、情報機器の画像の流通過程におけるプロバイダやサーバ管理会社等の責任については関係省庁とも相談しつつ検討し、必要に応じて法制的な在り方について検討する。

意見(23) 画像デザインの保護拡充が図られることで負担が増えることとなるプロバイダ事業者に対する懸念を払拭すべく、いわゆるプロバイダ責任法の「意匠権侵害」に関するガイドライン策定について調整を行うべきではないか。

## 対応の方向

プロバイダ事業者の懸念を払拭する方策については、今後関係省庁等と相談しつつ検討していく。

意見(24) どのような行為が意匠権の侵害に当たるのかを明確とすべきではないか。

## 対応の方向

実施行為については、他の産業財産権三法、特にコンピュータ・ソフトウェアについての特許法における保護を例に、現行の法文規定をベースとして以下のような行為を実施行為として整理する方向で検討を進める。

## 製造

当該画像を情報機器又はこれと一体として用いられる機器に表示し得る方式で物に固定すること

## 譲渡等

その固定物の譲渡及び貸渡し並びに当該画像に係る情報又は指令の電気通信回線を通じた提供

## 使用

画像を表示させて機器を操作する行為、画像を他のプログラム又は情報機器の部品として用いる行為等

ネットワークを通じて画像が提供される場合には、当該画像がネットワークを構成する一又は複数のコンピュータに最初に固定されることが、製造に当たるものと考えられる。

**意見(25) プログラム等の製造・譲渡等が実施に当たるとした場合、侵害主体となりうる範囲が広がるが、その妥当性について、関連産業に与える影響等を考慮しつつ、慎重に検討すべきではないか。**

#### 対応の方向

意匠権で保護される画像デザインを含むプログラム等の製造・譲渡等に係る法の規律は、特許権で保護されるアルゴリズム等を含むプログラム等に係る法の規律と基本的には同じものとする方向で検討している。

もとより、ありふれた意匠や容易に創作できた意匠が権利化されて混乱が生じることとならないよう、真に創作性のある意匠のみが登録されるような審査基準の整備、審査資料の収集、権利範囲を検討するとともに、クリアランスのための負担を可能な限り小さくするように対応する。

**意見(26) 情報機器の画像は、設計・開発した者が第一義的にクリアランスすべきであり、他者が設計・開発した情報機器の画像の流通に関与するに過ぎない者の責任は軽減されるべきではないか。具体的には、過失推定規定の適用除外や、権利制限規定の新設による対応をすべきではないか。**

#### 対応の方向

過失の推定規定の適用除外や権利制限規定の新設等の対応については、産業財産権法全体に関わる問題であり慎重な検討が必要となる。これを前提としつつ、画像デザイン特有の事情への対応については、従来型の物品との流通実態との差異、プロバイダ責任制限法の趣旨等を踏まえ、必要に応じて法制的な措置の在り方について今後更に検討する。

意見(27) エンドユーザーの行為が実施に該当し得るのではないか。例えば、ウェブ画面を法人の従業員が PC で表示させて閲覧・操作する行為は、情報機器の画像の「使用」に該当するのではないか。

#### 対応の方向

ウェブ画面に表示される画像の全てが保護対象となるわけではなく、保護対象となる操作の用に供される画像はその内の一部であると考え、少なくとも当該画像を表示させて操作する行為については「使用」に該当し得ると考えられる。

もっとも、エンドユーザーの行為については、反復継続している場合であっても、個人的な利用に留まる場合には、『業として』の実施には該当しないと考えられることから、エンドユーザーの行為が侵害に該当するケースは稀であると思われる。

なお、法人の従業員の行為であっても、すべてが『業として』の要件を満たすわけではなく、その目的・態様等によっては「業として」の実施には該当しないと考えられる。

意見(28) クラウドサービスにおいて、ソフトウェアをユーザー端末にインストールせず、サーバー上で動作するソフトウェアの機能を UI を通じて利用可能なサービスの画像デザインも、情報機器の画像として意匠法の保護対象となるという理解でよいか。

#### 対応の方向

御理解のとおりである。

意見(29) 電気通信回線を通じて情報機器の画像を閲覧・操作する場合、プログラム等が蔵置されたサーバに当該プログラム等を提供するよう要求する行為と、要求に応じて当該プログラム等を提供する行為のいずれが実施行為になるのか。

#### 対応の方向

要求に応じてプログラム等を提供する行為は実施行為の一つの形態である「譲渡等」に当たるものと考えられる。

意見(30) 侵害画像を表示するプログラム等の製造・譲渡等は、間接侵害規定の拡充により対応すべきではないか。

#### 対応の方向

意匠権で保護される画像デザインを含むプログラム等の製造・譲渡等に係る法の規律は、特許権で保護されるアルゴリズム等を含むプログラム等に係る法の規律と基本的には同じものとする方向で検討している。

意見(31) 画像デザインに関する現行の法的枠組(著作権法等)による保護と新設された場合の意匠法による保護との制度/運用上のギャップについて、どう考えるか。たとえば、デザイナーの自由な創作活動の確保や過失推定に伴うクリアランス負担の観点からどう考えるか。

#### 対応の方向

意匠法とそれ以外の保護法制とは、法目的、保護法益が異なり、設定される内容も各制度でそれぞれ異なる。そのため、画像デザインの保護を求める者は、それぞれの制度の特性を考慮した上で任意のものを選択することとなる。意匠法による保護を選択する場合、画像デザインに関する他の保護法制に比べて安定性の高い権利を得ることができ、依拠性を立証することなく権利行使をすることが可能である。また、権利内容の公示による牽制効果が期待できる。

また、UI と一体となり、操作の用に供される状態になる前の画像データは「情報機器の画像」には当たらない。したがって、UIとは独立して画像データのみを作成しているデザイナーは、何らの実施行為を行っておらず、そのようなデザイナーの創作行為が制限されることはない。

さらに、意匠制度の趣旨目的に照らし、ソフトウェア開発を過度に萎縮させることがないよう、画像デザインの創作実態を踏まえ、クリアランス負担を軽減することによる、適切な審査基準の整備と関係情報の提供の拡充を進めるとしたい。

意見(32) パソコンやタブレットはソフトウェアのアップデートにより権利侵害を容易に解消できるが、その他の機器ではそれが難しいことから、不利な負担を強いることになるのではないか。

#### 対応の方向

事務局案では『情報機器』という概念を導入することを検討しているが、この『情報機器』としては、パソコンやスマートフォン等の、ユーザーがアプリを自由に追加することで任意の機能を追加できる機器を想定している。情報機器に該当しない機器には、『情報機器の画像』の意匠権の効力は及ばないことから、そうした機器に不利な負担を強いることはないと考ええる。

意見(33) パソコンやタブレットはソフトウェアのアップデートにより画面デザインを変更できるため、権利侵害による損害賠償を算定することが可能かを検討する必要があると考える。単純に、差し止め請求権のみ認めれば、画面デザインの権利侵害状態を排除することができるとの評価も可能ではないか。

#### 対応の方向

一般に、知的財産権侵害についての損害賠償額の算定は個別の事情に即した判断となるが、画像デザインと同様の性質を有するプログラムの著作権やソフトウェア特許について損害賠償を認めた判例が複数存在することから、これらも参酌しながら適切な損害賠償額を算定することは可能であると考えられる。

### 3. 特許庁の対応等

**意見(34) 新規性、創作非容易性の審査基準について、審査基準WGの場で時間をかけた検討を行うべきではないか。また、当該審査基準WGには、知財高裁等の判事にも委員として参加いただくべきではないか。**

#### 対応の方向

産業界の各団体や有識者、専門家、判事経験者等に審査基準WGの委員として参加いただき、過去の審査や権利範囲との整合性も考慮しながら、新規性、創作非容易性等の審査基準について検討していくこととし、その検討内容は、本小委員会にも報告する。

**意見(35) 画像デザインという新規分野の意匠出願について審査官ごとに判断がばらつき、登録意匠の水準・信頼性に疑義が生じる事態が予想される。このため、審査レベルの適正化に向けた具体的な対応策を示していただきたい。**

#### 対応の方向

審査基準WGでの検討を経て策定した審査基準を審査官に徹底することにより、審査のばらつきを防ぐことはまずもって当然である。

加えて、意匠審査部門を特許審査部門と統合し、特許庁全体で新規分野の意匠審査を的確かつ迅速に行うための体制を平成25年度より整備すべく、関係当局に対し機構改革を要求しているところである。また、審査資料の抜本的な充実を図るべく、平成25年度概算要求において約10億円の予算を要求しているところである。

**意見(36) 創作非容易性等の法文の意味を、審査基準の改訂のみで厳しく解するとすることの是非について、どう考えるか。**

#### 対応の方向

技術革新の進展やデザインの高度化など法律改正後に生じる意匠権を取り巻く状況の変化の可能性に鑑み、専門家の知見を幅広く取り込みつつ保護を必要とするものに適時的確に権利を付与するため、創作性の基本的な解釈については、審査基準によって定めることとしている。

意見(37) 提案「①審査基準等の整備、②審査資料の収集の充実、③意匠分類の充実によるサーチの効率化、④的確な審査・権利設定、⑤審査関連情報の公開促進を行う」のうち、②～⑤については、仮に今般の保護拡大のための改正がなされない場合であっても、実現に向けた検討をお願いします。

#### 対応の方向

今回の提案は情報機器の画像を保護対象に加えるために提示させていただいたものであるが、仮に法律改正がなされない場合であっても、ユーザーニーズに応えるべく、意匠法の運用については引き続き改善を図ってまいりたい。

意見(38) 何をもって「真に創作性のある意匠」であることを判断するのかが未だ不明である。

#### 対応の方向

「情報機器の画像」についての審査基準は今後審査基準 WG で策定していくこととする。産業界の各団体や有識者、専門家、判事経験者等に審査基準 WG の委員として参加いただき、過去の審査や権利範囲との整合性、国際的な審査動向なども考慮しながら、適切な判断基準を定めていくこととしたい。

意見(39) 容易に創作できた画像デザイン」を拒絶する必要性は理解するが、その判断基準を厳格にし過ぎるあまり画面デザインの保護制度を有名無実化することのないよう、適切な判断基準とすることが必要ではないか。

#### 対応の方向

産業界の各団体や有識者、専門家、判事経験者等に審査基準 WG の委員として参加いただき、過去の審査や権利範囲との整合性、国際的な審査動向なども考慮しながら、適切な判断基準を定めていくこととしたい。

その際には、デザインの保護と開発の自由の適切なバランスが確保されるように特に配慮してまいりたい。

意見(40) 真に保護されるべきデザインのみが登録されるよう、また、パブリックドメインとされるべきものに権利付与されないよう審査基準等の見直し・厳格化が必要である。

#### 対応の方向

産業界の各団体や有識者、専門家、判事経験者等に審査基準WGの委員として参加いただき、過去の審査や権利範囲との整合性も考慮しながら、新規性、創作非容易性等の審査基準について検討していくこととし、その検討内容は、本小委員会にも報告する。

意見(41) 審査基準は、「情報機器」の製造・販売をする者にとってクリアランスの負荷を検討する上で非常に重要な情報源である。保護範囲の拡大と並行して議論を進めるべきではないか。

#### 対応の方向

画像デザイン保護の拡充にあたっては、実務上、必要となる審査基準の整備が重要と考えている。従って、保護拡充の議論と並行して審査基準の策定に向けた準備を進めているところであり、資料7にあるように、創作が容易と考えられる例や基準を、業界団体や各社へのヒアリング等を通じて明らかにしていく。また、審査基準WGについても、法令改正の内容の確定と併せて、可能な限り早期に検討を開始したい。

意見(42) 公知資料について、特許電子図書館(IPDL)等での一般公開を行うべきではないか。

#### 対応の方向

公知資料の一般公開については、引き続き文化庁と相談しつつ、取り得る対応を行っていく。

また、これと併せて、国内外の意匠公報調査に資するマニュアルを整備・公開する等の対応を行うことにより、公知資料の調査負担軽減に努める。

加えて、我が国の意匠公報だけでなく、外国意匠公報についても IPDL で閲覧することができるよう所用の対応を進めたい。

意見(43) 「審査関連情報の公開推進」については、著作権の制約により、資料の公開が実現しない事態が多発することが懸念されること、「可能な範囲で対応する」では不十分である。

#### 対応の方向

公知資料の一般公開については、引き続き文化庁と相談しつつ、取り得る対応を行っていく。

また、これと併せて、国内外の意匠公報調査に資するマニュアルを整備・公開する等の対応を行うことにより、公知資料の調査負担軽減に努める。

加えて、外国意匠公報について、IPDL で閲覧できるようにする等の対応を行うこととしている。

意見(44) インターネットでのみ公開される資料も収集すべきではないか。

#### 対応の方向

インターネットでのみ公開される資料も収集対象とする。現在も、内外国企業の公式サイト約2万 URL から資料を収集している。